

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.207

2023. 1. 4

発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 実務者会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL 019-684-2225

FAX 019-684-2227

新春メッセージ

「憲法改悪を許さない全国署名」17,828筆（～12月末。うち郵送310通・1,181筆）

言葉や心を紡ぎ合える一年に！

平和憲法・9条をまもる岩手の会よびかけ人

岩手県消費者団体連絡協議会会長 八重樫 千晶



「実は、当方が本日をもってペシャワール会を退職いたします。本来であれば直接ご挨拶をすべきところ、このようなメールでのご挨拶にて失礼いたします。」これは昨年1月に、私がもらった1通のメールです。中村哲さんのアフガニスタンでの現地活動35年を振り返る「平和パネル展」を岩手県で開催する際に、お世話になった青年からのものでした。

メールをもらって約1年後の先月12月、偶然ある新聞記事をネットで見かけました。その記事は「中村さんの死去から3年 ルワンダで始める『命の水』支援」という見出しで始まっています。読んでみると、中村さんと共に働いた若者が、アフリカ・ルワンダで住民の支援活動を始めるという内容でした。「現地を徹底して尊重した先生を手本に働きたい」という青年のコメントが載っており、その名前を見ると、あのメールの送り主だったのです。

現地に赴き、直接の支援に携わる道を模索し続けた結果の決断だったとのこと。その決断に際し、中村さんが「若いもんが『やりたい』と言うことを止めるわけにはいかん」と話してくれたこと、その話から間もなく、中村さんは糾弾に倒れたこと、そのような状況の中では、ペシャワール会を離れることができなかったことなどが書かれてありました。自分の中の最も大事なことを尊重しながら「生きる」ことができる場所を見つけ、奮闘している姿に胸が熱くなりました。

さて、ロシアのウクライナ侵攻から約1年が経とうとしており、報道等でウクライナ情勢を見聞きしない日はありません。物価高や防衛費の増額等含め、私たちの日常に「戦争」という文字が深く入り込んできています。「有事に備える」や「予測不可能な社会に生きるために」という言葉を騙り、一番大事にして生きていきたい部分に土足で入り込まれ、踏みにじられ、権力者によって勝手に決められ、押し付けられ、声さえも聞いてもらえない。平和や基本的人権を脅かす、そんな理不尽な社会づくりに、私たちは加担してはいけません。

戦争が最大の人権侵害であることを目の当たりにしている私たちができることは、恒久平和主義を自分の中の最も大事なこととして、言葉を紡ぎあっていくこと。そんな一年にしていきたいと思います。



軍拡反対！戦争を二度と起こすな！“赤紙”配布で訴え 一岩手県母親大会ほか一

太平洋戦争開戦から81年目の12月8日、全国で「武器はいらない、核もいらない全国母親連鎖行動」が組みられ、盛岡市大通では県母親大会連絡会、ピースアクションいわて、憲法改悪反対共同センターなど10団体37人が戦時中の召集令状（赤紙）を再現したチラシを手渡ししながら、憲法改悪反対署名を呼びかけました。

県母親大会連絡会の鈴木まき子会長は「実際に日本国民は、この紙1枚で戦場に連れて行かれて殺されたのだ」ということを知ってもらうことが重要。岸田政権がすすめる軍事費拡大は戦争への道で、一度突き進んだら後戻りできない」と、日本の平和が今危機に直面していることを訴えました。

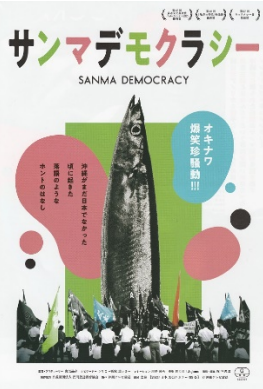
リレートークに参加した県立病院職員は「私たちは人のいのちを守り、救うのが仕事。軍事費よりも社会保障費を増やし、医療従事者の大幅増員を」とひっ迫する医療現場の状況を訴えました。

県内では盛岡のほか、県内11ヶ所（別日も含む）で赤紙配布や署名行動などが行われました。（福井百枝）



沖縄の民主主義とは？映画「サンマデモクラシー」上映会を開催しました

—前沢憲法九条をまもる会—



沖縄復帰50年の節目の年に前沢でも何かしたいという声があり、米軍占領下の沖縄で、ひとりの女性が裁判闘争に立ち上がり勝利した史実を描くドキュメンタリー映画「サンマデモクラシー」の自主上映を企画。新日本婦人の会、沖縄出身者や近隣の9条の会など諸団体の協力を得て、試写会66人、11月6日の上映会に114人の大盛会となりました。「面白かった。感動した。沖縄のことがよくわかった」という声が多くあり、パンフレットも完売して足りなくなっていました。

「沖縄が日本に復帰したのは日本を選んだからだ」。これは「サンマデモクラシー」の自主上映を提案した、沖縄出身の阿部敬子さんが常々言っていた言葉です。その日本は、憲法の下で民主主義と地方自治を貫き、差別のない平和な日本です。沖縄の願いは復帰によって実現できたでしょうか？沖縄の苦しみは、今や日本全体に広がり始めているのではないのでしょうか？かつて危惧された「本土の沖縄化」として。

この機会に、沖縄と日本の歴史と今のあり方を、もう一度考えていきたいと思います。（高野教導）



—岸田内閣による「立憲主義の破壊」ぶりを確認し、「日本国憲法を守れ！」と声をあげよう！—

岸田内閣は去る16日、「安全保障3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画—以下「安保3文書」という。）を閣議決定しました。しかし、それは「立憲主義」の「あからさまな破壊」であり、多くの国民の輦蹙をかうことが明らかであります。

その「あからさまな破壊」ぶりを良く表す報道文に接しましたので、それを下記のとおり引用して、まずは確認し合いたいと思います。

（報道文）「能力保有は違憲」59年答弁無視 最悪の立憲主義破壊—

「平成から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているは憲法の趣旨とするところではない—。歴代政府が積み重ねてきた敵基地攻撃能力保有を違憲とするこの見解を岸田文雄政権は安保3文書で一切無視し、都合の良い解釈で「同能力保有の必要」を一方的に宣言しました。国会の議論を軽視し、史上最悪の立憲・民主主義破壊で戦争へ突き進む、岸田政権の危険な本性があらわになりました。

3文書のうち、国家安保戦略は歴代政府による敵基地攻撃能力の見解について、1956年2月29日の鳩山一郎首相（当時）による、他に手段がないと認められる限り「法理上、可能」との答弁を引用した上で、「政策判断として保有されてこなかった能力だ」と主張し、同能力の保有を正当化しています。

しかし、同能力の保有の政府見解として確立したのは、59年3月19日の伊能繁次郎防衛庁長官（当時）の答弁です。伊能氏は、敵基地攻撃は「法理上可能」だとしつつ、平生から他国を攻撃する兵器の保有は「憲法の趣旨ではない」と答弁。敵基地攻撃の「法理上の可能性」とその「能力の保有」は別の問題だとし「同能力保有は違憲」とした同氏の解釈を維持すると歴代政府は繰り返し国会答弁で確認してきました。

ところが、国家安保戦略は、この答弁と敵基地攻撃能力保有との整合性を一言も触れていません。さらに、歴代政府は、他国に脅威を与える攻撃的兵器は「自衛のための必要最小限度」を超えると、保有を禁じてきました。3文書は、この見解との整合性も何ら説明していません。

〇〇議員が6日の参院外交防衛委員会で、政府が購入を検討する米国製「トマホークなどの長射程ミサイルが違憲の攻撃型兵器にあたるのではないかと追及しても、浜田靖一防衛相は「反撃能力は検討中で一つひとつに答えられない」と述べるのみで、憲法解釈の議論を拒絶。強行突破で同能力保有に突き進む異常な姿勢をむきだしにしました。

ポイントを掴み、岸田首相に対してみんなで「日本国憲法を守れ！」と繰り返し声をあげよう。

戦争か平和か、今日本はいずれの道を選ぶべきか、その岐路にたっています。「国民を守る」ために「戦争」をしてはいけないと思います。日本国憲法は前文で「政府の行為により再び戦争惨禍を起こさないよう決意した」と言っております。（T）

「1月の街宣署名行動」10日(火)12:15~12:45 盛岡市大通・野村証券前

「憲法改悪を許さない全国署名」を呼びかけます。 ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。